

諮問日：平成29年1月23日（平成28年度（最情）諮問第28号）

答申日：平成29年3月17日（平成28年度（最情）答申第49号）

件名：選択型実務修習の実施通知の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第69期司法修習生に関する，選択型実務修習の実施について（通知）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成28年11月16日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書は，平成18年9月26日付け司法研修所長通知「選択型実務修習の運用ガイドラインQ&A等について」に添付されている「選択型実務修習参考書式集」（以下「本件書式集」という。）で定められている文書であるから，当然に存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は，理由説明書によれば，以下のとおりである。

- 1 最高裁判所においては，本件開示申出文書は作成しておらず，又は取得していない。
- 2 本件書式集には，「選択型実務修習の実施について（通知）」と題する書式が含まれているが，これは，各配属地の裁判所，検察庁及び弁護士会で構成す

る司法修習生指導連絡委員会が当該配属地に配属された司法修習生に対して選択型実務修習を実施するに当たって作成する文書の参考書式として、司法研修所長が各地の地方裁判所長等に宛てて送付したものである。第69期司法修習に関して、各配属地の司法修習生指導連絡委員会が同参考書式を基に文書を作成していたとしても、最高裁判所は、同文書の送付等は求めておらず、これを取得していない。

3 よって、本件開示申出文書について不開示とした原判断は、相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年2月20日 審議
- ④ 同年3月13日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は当然に存在すると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書の存否について検討する。

2 司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号）7条によれば、実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめることとされている。また、平成18年4月1日付け司研企第000791号司法研修所長通知「司法修習生指導要綱（甲）」によれば、選択型実務修習は、配属庁会（修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会）

において行うこととされている。

そうすると、司法研修所は、選択型実務修習の実施者ではないから、最高裁判所において本件開示申出文書を作成していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。このことは、本件書式集に含まれている本件開示申出文書に係る参考書式の作成名義として「（配属庁会）司法修習生指導連絡委員会」と記載されていることとも整合する。

また、最高裁判所において、本件開示申出文書を配属庁会から取得するなどして保有していることをうかがわせる事情もない。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していないものと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人